

子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について(概要)

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

改正の趣旨

- 少子化の進行や人口減少が深刻さを増していく中で、全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要である。
- このため、第204回国会で成立した「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和3年法律第50号。以下「改正法」)において、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加した。
- これを受け、基本指針に当該事項に係る規定を追加することとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正案の概要

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として以下の内容を追加
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
 - 次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。
 - (一) 関係機関の連携会議の開催等
 - 妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる。その際、一の事業者が複数の事業を行い総合的な支援を実施している場合だけでなく、各事業を実施する機関が相互に連携し、協力を図ることで子育て家庭の状況に応じた支援を行う場合が考えられるが、特に関係機関が連携する場合には、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である。

(次ページに続く)

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。各市町村の規模に応じて、市町村をいくつかに分けた地区ごとの会議や担当者の会議を開催することも考えられる。

（二） 関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

- (1) 利用者支援事業 専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報収集及び共有を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業 保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかり子どもと向き合い子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
- (3) 子育て援助活動支援事業 地域子育て支援拠点等との連携強化を図り巡回等による見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。

○その他所要の規定（用語、条ずれ等）の整備

※ 根拠法令 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

※ 改正法の施行日（令和4年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの時期に合わせて、本年12月中を目途に公布し、令和4年4月1日に施行することとする。